

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士資格更新実施内規

(平成4年3月27日制定)
 (平成7年4月14日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成11年4月23日改正)
 (平成13年4月27日改正)
 (平成14年6月3日改正)
 (平成15年7月25日改正)
 (平成19年8月10日改正)
 (平成19年9月21日改正)
 (平成21年10月2日改正)
 (平成23年1月7日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成26年1月10日改正)
 (平成26年3月14日改正)
 (平成26年11月28日改正)
 (平成27年3月6日改正)
 (平成27年8月7日改正)
 (平成27年11月27日改正)
 (平成28年1月15日改正)
 (平成28年3月11日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成29年3月10日改正)
 (平成29年8月18日改正)
 (平成30年4月27日改正)

- 1 公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という)は、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士(以下「超音波検査士」という)の資格保持のため、次により認定更新を実施する。
- 2 超音波検査士資格の有効期間は5年間とし、更新手続は5年ごとに行う。ただし、複数領域の資格を取得している者は、更新手続きは最初に資格認定を受けた年から5年ごとに行うものとする。
- 3 資格更新を行おうとする者は、申請時まで継続して、本会の正会員、シニア会員、準会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。)のいずれか、又は日本超音波検査学会の正会員でなければならない。
- 4 資格更新の審査は、本会超音波検査士制度委員会(以下「本委員会」という)が行う。
- 5 理事長は、本委員会が審査を行い適格と判定した者に、理事会の承認を得て認定証を交付する。
- 6 資格更新には、超音波検査士の認定又は前回の資格更新を受けてから5年間に、次に定める単位を25単位以上取得していることを要する。

研修・業績単位表：

(1)学術集会

	出席(注1, 4) 15(単位)	発表(注2, 3, 4, 5) 10(単位)
日本超音波医学会学術集会(注10)		
同上特別企画		
(シンポジウム・パネルディスカッション・ワークショップ)		5
日本超音波医学会地方会学術集会	5	5
日本超音波医学会研究会	5	5
日本超音波医学会超音波診断講習会	5	5
日本超音波医学会小規模講習会		5
日本超音波医学会地方会講習会	5	5
日本超音波医学会学術集会教育セッション	5	5
世界超音波医学学術連合大会(WFUMB)	10	10
アジア超音波医学学術連合大会(AFSUMB), 及びその他のWFUMB加盟学会	10	10
日本超音波検査学会学術集会	5	5
同上特別企画		
(シンポジウム・パネルディスカッション・ワークショップ)		5
指定超音波医学関連学会・研究会	5	5
(2)超音波医学に関連する論文		
「超音波医学」, 「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」に掲載された論文(注6, 7)		20
「超音波検査技術」に掲載された論文(注8)		5
(3)DVD及びWEB配信による超音波研修		
日本超音波医学会超音波診断講習会(注9)	2	
日本超音波医学会学術集会教育セッション(注9)	2	

注1 出席については、出席したことを証明する書類を添付する。

- 2 発表の単位は、出席の単位に加算される。
 - 3 発表及び論文については、それらを確認できる別刷またはコピーなどを添える。
 - 4 指定超音波医学関連学会・研究会については、会誌に公示する。
 - 5 発表単位は筆頭者のみとする。
 - 6 「超音波医学」, 「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」の論文のみ共著者も5単位付与する。
 - 7 「超音波医学」, 「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」の論文については、「総説」, 「特集」, 「解説」, 「原著」, 「症例報告」, 「技術報告」とする。
 - 8 「超音波検査技術」の論文については、「原著」, 「研究」, 「症例報告」とする。
 - 9 DVD及びWEB配信による購入日から3年以内に巻末に収録している試験問題に解答し、教育委員会が一定の基準に達していると判定した者のみとする。
 - 10 Ultrasonic Weekの場合、単位については大会毎の設定とする。
- 7 超音波検査士の資格更新を受けようとする者は、会誌に公示する期間中に下記の書類を提出し、資格更新審査・認定料5,000円を納付しなければならない。
- 一 資格更新申請書
 - 二 研修・業績単位表及びそれを証明する別刷ないしコピー
 - 三 日本超音波検査学会の会員歴が更新資格に必要な者は、同会の発行する証明書
- 8 指導検査士の資格認定を受けている場合は、指導検査士資格更新を行うことで保有する検査士資格領域も同時に更新されるものとする。単位が不足する場合や特別な事情により更新ができない場合は、次項目の手続きを行うことにより更新猶予あるいは更新保留ができる。ただし、指導検査士資格更新規定に満たない場合で、検査士資格更新を満たす場合は、検査士資格のみ更新できる。
- 9 資格更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は、公示する期間中に下記の手続きにより、1年間を限度として更新猶予期間が与えられる。この場合、更新猶予期間内に不足単位を取得したのち、更新申請が行えるものとする。ただし、取得しているすべての領域を猶予することになる。
- 一 更新猶予申請書の提出
 - 二 更新猶予手数料5,000円の納付
- なお、更新猶予期間中は超音波検査士を呼称することができない。更新猶予期間は更新後の認定期間の1年目として扱われる。この1年間の取得単位のうち前回分の不足単位を充足するために用いられた点数は、次の更新手続きには加算できない。ただし、余剰の点数は、次の更新単位に加算できるものとする。更新猶予期間終了時に必要な手続きは、前掲6及び7に準ずるものとする。
- 10 特別な事情の場合には、証明書(海外留学の場合は招聘先からの書類の写し、病気療養の場合は医師の診断書、育児・介護などの場合は出産を証明する母子手帳の写し、要介護状態を証明する書類の写しなど)を添付して保留申請をすることができる。保留期間は年単位とし、資格更新には、その年数を除き、保留期間以前と復帰後との合計で5年間となる年に通常の手続きを行うものとする。保留申請は、保留要件が発生した時点で申請を行い、期間を遡り申請することは認められない。また、保留申請を行う場合は、所属している本会又は超音波検査学会の休会申請を行い、休会が認められない場合、保留は認められない。
- なお、保留期間中、又は本会及び超音波検査学会休会期間中は、更新単位の取得及び超音波検査士を呼称することができない。
- 11 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成4年3月27日から施行する。
- 2 平成3年4月1日より平成4年3月26日までの研修・業績については、本内規に定めるものと同等の単位を取得したものとする。
- 3 日本超音波検査学会は、平成7年4月1日付で日本超音波検査研究会から名称変更された。
- 4 この内規は、平成10年3月6日から施行し、平成10年7月1日から適用する。
- 5 この内規の改正は、平成13年4月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 6 この内規の改正は、平成14年6月3日から施行する。
- 7 この内規の改正は、平成15年7月25日から施行する。
- 8 この内規の改正は、平成19年8月10日から施行する。
- 9 この内規の改正は、平成19年9月21日から施行する。
- 10 この内規の改正は、平成21年10月2日から施行する。
- 11 この内規の改正は、平成23年1月7日から施行する。
- 12 この内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 13 この内規の改正は、平成26年1月10日から施行する。
- 14 この内規の改正は、平成26年3月14日から施行する。
- 15 この内規の改正は、平成26年11月28日から施行する。
- 16 この内規の改正は、平成27年3月6日から施行する。
- 17 この内規の改正は、平成27年8月8日から施行する。
- 18 この内規の改正は、平成27年11月28日から施行する。
- 19 この内規の改正は、平成28年1月16日から施行する。
- 20 この内規の改正は、平成28年3月11日から施行する。
- 21 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 22 この内規の改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 23 この内規の改正は、平成29年8月18日から施行する。
- 24 この内規の改正は、平成30年4月27日から施行する。